

**新型コロナウイルス感染症緊急対策
奈良市プレミアム付商品券(2次販売)**

引換販売店募集要項

**新型コロナウイルス感染症緊急対策
奈良市プレミアム付商品券事務局**

新型コロナウイルス感染症緊急対策 奈良市プレミアム付商品券(2次販売)

引換販売店募集要項

1. 商品券の発行概要

商品券名称	新型コロナウイルス感染症緊急対策 奈良市プレミアム付商品券
発行者	奈良市
発行総額	約 17 億円 (うちプレミアム総額約 5 億円)
発行冊数	下記①+②を 1 セットとして、約 10 万セット (約 10 万冊×2 種類) ① 額面総額 14,000 円 (共通券 1,000 円券×12 枚、飲食店専用 1,000 円券×2 枚) ② 額面総額 3,000 円 (飲食店専用 1,000 円券×3 枚) 合計額面総額 17,000 円 (共通券 1,000 円券×12 枚・飲食店専用 1,000 円券×5 枚) を 12,000 円で販売

(※)本事業の実施には、奈良市議会での令和 2 年 9 月補正予算の成立が必要になります。
予めご了承ください。

購入対象者	奈良市在住の世帯主(応募者多数の場合は抽選)
購入限度額	購入対象世帯に購入引換券を送付。一世帯最大 3 セット(51,000 円分)まで購入可能
引換券発送	(仮)令和 2 年 10 月 21 日(水)※郵送
販売期間	(仮)令和 2 年 10 月 23 日(金)～令和 2 年 10 月 31 日(土)
販売方法	持参された購入引換券と引き換えて販売(支払いは現金に限る。)
販売店数	約 20 店舗予定
販売手数料	1 セットにつき 15 円
利用期間	(仮)令和 2 年 10 月 23 日(金)～令和 2 年 12 月 31 日(木)
換金受付期間	(仮)令和 2 年 10 月 23 日(金)～令和 3 年 1 月 15 日(金)

2. 商品券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・たばこ事業法(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能。
- ・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買
- ・当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)第 2 条に規定する当せん金付証票(宝くじ)及びスポー

ツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
・その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

3. 引換販売店登録にあたっての資格

(1) 参加資格

奈良市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者とし、市内店舗等で商品券の引換販売が可能であり、以下の要件をすべて満たしているものとします。

ただし、⑪～⑬の要件については、地域特性等（空白地域）などを考慮して、引換販売店の設置が特に必要であると判断した場合については、この限りではありません。

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っていないこと。
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- ③ 上記2.【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱っていないこと。
- ④ 奈良市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者等。
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与していないこと。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑪ サービスカウンターなど商品券の引換販売に適した場所を設置できること。
- ⑫ 金庫など十分なセキュリティのもとで、商品券を適切かつ安全に管理できること。

(2) 引換販売店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 対象世帯への引換販売にあたり、適正な販売体制、販売代金の管理体制の構築。
※密を避ける為の誘導、安全対策など。
- ② 商品券を受け取ってから引換販売されなかった商品券が回収されるまでの商品券の適正管理。
- ③ 販売ツール（ポスター）による引換販売店であることの市民等への周知。
※販売可能な時間等については、予め市民等に分かるよう専用ホームページにて周知いたします。

(3) 引換販売の流れについて

① 商品券の販売方法

購入引換券を持参された人を対象に、現金で商品券を販売していただきます。

購入対象者に引換販売店は事前に指定しており、購入引換券に印字しております。ご自身の店舗名以外の場合は引換販売をしないようお願いします。（納入商品券に不足が生じるため。）

購入引換券に記載の購入セット数を確認のうえ、販売していただきます。

② 商品券等の納入

令和2年10月22日までに引換販売店に商品券等を納入しますので、引換販売期間終了まで適切に保管していただきます。

③ 商品券の引換販売

引換販売期間は、(仮) 令和2年10月23日(金)～令和2年10月31日(土)の9日間です。引換販売店が指定する時間帯で販売していただきます。購入引換券に記載の「購入引換場所」がご自身の店舗と間違いないか、記載の購入セット数の確認をしていただき、代金と引き換えにて商品券を販売していただきます。**購入引換券の使用は1枚1回限りのため、販売後は必ず回収のうえ、「受付日」の記入・「受付確認印」の押印をお願いします。**商品券購入に関する領収書は、奈良商工会議所発行、1枚12,000円の領収書を準備いたします。求められた場合のみお渡しください。(市の事業の為、収入印紙は不要。)

4. 引換販売店の登録申請について

(1) 申請方法

引換販売店の登録を希望される事業者は、この「募集要項」に同意の上、別紙の「引換販売店登録申請書」に必要事項を記入し、下記事務局へ郵送または FAX で申請してください。(大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位で一括して申請していただいて構いません。その際は、参加希望の店舗ごとの「引換販売店登録申請書」を添付してください。)

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル3階
株近畿日本ツーリスト関西 奈良支店内
「奈良市プレミアム付商品券引換販売店受付係」 宛
FAX:0742-23-6718

(郵送の際、郵便代は店舗にてご負担をお願いします。)

(2) 募集店数

概ね20店舗程度を予定しています。

(3) 申請期間

令和2年9月1日(火)から9月30日(水)まで

※最終日については、午後4時までに事務局に届いたもの限り受け付けます。

(4) 引換販売店の選定

参加資格や地域のバランス等を審査し、市の承認を得て、引換販売店を決定します。

大型店・量販店・チェーン店・系列店が事業所単位で一括して申込みされた場合も、全ての店舗が選定されるわけではありませんので、ご了承ください。

結果については、「奈良市プレミアム付商品券引換販売店受付係」から通知します。

(5) その他

購入対象者へ発送の購入引換券に、購入(引換)場所として掲載します。

引換販売店として別途契約を締結します。

引換販売店向けのマニュアル、販売用ツール(ポスター)を作成し、10月中頃に発送します。

5. 販売手数料について

- 引換販売店には、**商品券1セットの販売につき15円（消費税込）の手数料**をお支払いします。
- 販売手数料は、令和2年11月30日(月)に支払いを予定しております。

6. その他

(1) 引換販売店の承認取消等

申し込み内容に虚偽・不備等がある場合、もしくは「引換販売店募集要項」に違反する行為が認められた場合は、引換販売店の承認を取消し、損害金の発生等が生じた際は請求する場合があります。

(2) 販売状況報告について

引換販売期間中は、引換販売状況（引換販売冊数・売上金額・販売済商品券番号と残商品券番号）を日々FAXにて「奈良市プレミアム付商品券引換販売店受付係」へ報告していただきます。

(3) 商品券販売代金について

奈良市プレミアム付商品券の販売代金は、令和2年11月25日(水)までに指定する口座へご入金していただきます。※振込手数料については、引換販売店のご負担となります。

(4) その他留意事項

引換販売店として広告などを予定される際に、「奈良市プレミアム付商品券」のデザイン使用を希望される場合は、事前に市の承認が必要となります。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

●奈良市プレミアム付商品券コールセンター（平日 10：00～17：00）

（株）近畿日本ツーリスト関西奈良支店内）

電話：0742-25-2019 FAX：0742-23-6718

コールセンターは令和2年6月26日（金）～令和3年1月29日（金）までの開設となります。

※但し、（土）（日）（祝）、年末年始は除きます。

◎本取組に関するご意見などがございましたら、下記までご連絡ください。

●奈良市担当課：奈良市観光経済部産業政策課

電話：0742-34-4741 FAX：0742-36-4058

●奈良商工会議所

電話：0742-26-6222 FAX：0742-22-1180